

## 別添 3

## 登記基準点認定規程

## (目的)

**第1条** この規程は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号、以下「規則」という。）第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができる登記基準点の精度等を定めることにより、不動産表示登記制度の基盤となる地図整備に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この規程における用語並びにその定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 登記基準点 土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が登記の申請手続をするに際し、一筆地測量の与点として使用するために設置した点及び次号の点をいう。
- (2) 認定登記基準点 日本土地家屋調査士会連合会により、規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができるものとして認定された基準点をいう。
- (3) 調査士等 土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会をいう。
- (4) 申請者 認定登記基準点の認定の申請をするものをいう。

## (認定の申請)

**第3条** 認定登記基準点の認定の申請は、申請者が申請する基準点の存する地を管轄する法務局又は地方法務局内に設立された土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）を経由して、日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会（以下「評価委員会」という。）に登記基準点認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出しなければならない。

2 認定申請書には、登記基準点測量作業規程及び同運用基準に定める成果等を添付しなければならない。

## (認定申請に関する調査等)

**第4条** 調査士会は、認定申請書を受け取ったときは、認定申請書類の存否等を確認し、評価委員会に送付しなければならない。

## (検定)

**第5条** 評価委員会は、認定申請書が提出されたときは、登記基準点測量の成果の検定を検定機関に委託し、その精度を確認しなければならない。ただし、成果の精度が評価委員会において事前に確認できる場合にはこの限りではない。

## (通知)

**第6条** 評価委員会は、認定申請書に記載された基準点を認定登記基準点として認定又は不認定としたときは、第3条の調査士会を経由し、申請者にその旨を通知するものとする。

2 評価委員会は、認定申請書に記載された基準点を認定登記基準点として認定したときは、法務省に通知するものとする。

## (成果の登録)

**第7条** 評価委員会は、認定した認定登記基準点の成果を登録するものとする。

2 前条第1項の調査士会は、認定の通知を記録するものとする。

## (成果の公開)

**第8条** 評価委員会は、認定登記基準点の成果を公開するものとする。

## 別添5

## 登記基準点管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、登記基準点認定規程に基づき日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会（以下「評価委員会」という。）の認定を受けた登記基準点の一般的取扱いに関して必要な事項を定め、その管理の万全を期することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程における用語並びにその定義は、登記基準点認定規程（以下「認定規程」という。）第2条及び次に定めるところによるものとする。

- (1) 使用者 認定登記基準点を使用して測量を実施する者をいう。
- (2) 管理者 認定規程第2条第4号の申請者又は申請者から認定登記基準点の管理を任された者をいう。

## (認定登記基準点の使用)

第3条 使用者は、「認定登記基準点使用承認申請書」（様式1）により管理者に申請し、使用承認を受けるものとし、測量を完了した後は、直ちに「認定登記基準点使用報告書」（様式2）により使用結果を報告するものとする。

- 2 調査士等は、前項の使用承認を受けることなく、認定登記基準点を使用することができるものとし、測量を完了した後は、直ちに「認定登記基準点使用報告書」（様式3）により、管理者に使用結果を報告するものとする。
- 3 使用者は、認定登記基準点を使用する前に、当該土地、建築物の所有者等に認定登記基準点使用承認書（様式1併用）又は土地家屋調査士会員証を呈示し、立入りの承諾を受けなければならない。

## (管理保全)

第4条 調査士等及び使用者は、滅失、き損等の行為により、認定登記基準点の効用を害してはならない。

- 2 管理者は、認定登記基準点の配置図及び設置状況を整理し、調査士等又は使用者の報告によるほか必要に応じて、その保全に務めなければならない。
- 3 管理者は、前項により認定登記基準点の異状が明らかになった場合には、安全確保のため、速やかに、評価委員会に報告し、登録を削除するものとする。
- 4 管理者は、前項の登録の削除を行った場合は、認定登記基準点の存した地を管轄する法務局へ報告しなければならない。

## (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、その都度別に定める。

## 附 則

この規程は、平成20年7月10日から施行する。

## 認定登記基準点使用条件

- 1 使用者は、施設内にある認定登記基準点の使用に当たって、あらかじめ立ち入る施設の管理者に使用者名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 使用者の施設内立ち入り時間は、原則として日曜祭日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、施設の管理者から作業時間を指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用者は、使用承認書又は土地家屋調査士会員証を使用時に常時携帯すること。
- 4 使用者は、使用に当たって認定登記基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 使用者は、基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、原形復旧の費用を負担すること。
- 6 使用者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し、認定登記基準点管理者に提出すること。なお、土地家屋調査士による地積測量図の作成のための測量においては、使用報告書をもってこれらに代えることができることとする。
  - (1) 基準点現況報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写しなど
- 7 使用者は、測量付近に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに認定登記基準点管理者に連絡することが望ましい。